

(別添)

医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="253 311 1021 335">医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="226 395 320 419">(通 則)</p> <p data-bbox="190 424 293 448">1. (略)</p> <p data-bbox="226 480 367 504">(交付の目的)</p> <p data-bbox="190 509 293 533">2. (略)</p> <p data-bbox="226 564 367 588">(交付の対象)</p> <p data-bbox="190 593 741 617">3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p data-bbox="190 649 517 673">(1) 医療施設運営費等補助金</p> <ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="235 705 663 729">① へき地保健医療対策事業等 (略)<li data-bbox="235 761 562 785">② 救急医療対策事業 (略)<li data-bbox="235 817 687 841">③ 感染症指定医療機関運営事業 (略)<li data-bbox="235 873 562 896">④ 医療安全推進事業 (略)<li data-bbox="235 928 584 952">⑤ 災害医療対策事業等 (略)<li data-bbox="235 984 607 1008">⑥ 地域医療確保支援事業 (略)<li data-bbox="235 1040 555 1064">⑦ 臨床研究拠点等整備事業<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="286 1072 629 1096">ア. 臨床研究中核病院整備事業<p data-bbox="327 1104 1077 1208">平成23年3月30日医政発0330第15号厚生労働省医政局長通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」(以下、「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床研究中核病院整備事業</p><li data-bbox="286 1216 725 1240">イ. 早期・探索的臨床試験拠点整備事業<p data-bbox="327 1248 1077 1295">「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う早期・探索的臨床試験拠点整備事業</p>	<p data-bbox="1207 311 1975 335">医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p data-bbox="1167 395 1261 419">(通 則)</p> <p data-bbox="1131 424 1234 448">1. (略)</p> <p data-bbox="1167 480 1308 504">(交付の目的)</p> <p data-bbox="1131 509 1234 533">2. (略)</p> <p data-bbox="1167 564 1308 588">(交付の対象)</p> <p data-bbox="1131 593 1682 617">3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p data-bbox="1131 649 1458 673">(1) 医療施設運営費等補助金</p> <ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="1176 705 1603 729">① へき地保健医療対策事業等 (略)<li data-bbox="1176 761 1503 785">② 救急医療対策事業 (略)<li data-bbox="1176 817 1628 841">③ 感染症指定医療機関運営事業 (略)<li data-bbox="1176 873 1503 896">④ 医療安全推進事業 (略)<li data-bbox="1176 928 1503 952">⑤ 災害医療対策事業等 (略)<li data-bbox="1176 984 1503 1008">⑥ 地域医療確保支援事業 (略)<li data-bbox="1176 1040 1503 1064">⑦ 臨床研究拠点等整備事業<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="1227 1072 1570 1096">ア. 臨床研究中核病院整備事業<p data-bbox="1267 1104 2018 1208">平成23年3月30日医政発0330第15号厚生労働省医政局長通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」(以下、「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床研究中核病院整備事業</p><li data-bbox="1227 1216 1666 1240">イ. 早期・探索的臨床試験拠点整備事業<p data-bbox="1267 1248 2018 1295">「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う早期・探索的臨床試験拠点整備事業</p>

- ウ. 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適
当と認める者が行う日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業
- エ. 医薬品等治験基盤整備事業
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適
当と認める者が行う医薬品等治験基盤整備事業
- オ. i P S細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適
当と認める者が行う i P S細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業
- カ. i P S細胞を利用した創薬研究支援事業
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適
当と認める者が行う i P S細胞を利用した創薬研究支援事業
- キ. 再生医療臨床応用実用化推進事業
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適
当と認める者が行う再生医療臨床応用実用化推進事業

- ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 (略)
- ⑨ 異状死死因究明支援事業 (略)
- ⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 (略)

- (2) 中毒情報基盤整備事業費補助金
中毒情報センター情報基盤整備事業 (略)

(交付額の算定方法)

- 4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)
- (1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
①～⑧ (略)
- (2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
①～③ (略)
- (3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑤により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場

- ウ. 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適
当と認める者が行う日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業
- エ. 医薬品等治験基盤整備事業
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適
当と認める者が行う医薬品等治験基盤整備事業
- オ. i P S細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適
当と認める者が行う i P S細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業
- カ. i P S細胞を利用した創薬研究支援事業
「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適
当と認める者が行う i P S細胞を利用した創薬研究支援事業

- ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 (略)
- ⑨ 異状死死因究明支援事業 (略)
- ⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 (略)

- (2) 中毒情報基盤整備事業費補助金
中毒情報センター情報基盤整備事業 (略)

(交付額の算定方法)

- 4. この補助金の交付額は、次の(1)から(10)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)
- (1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
①～⑧ (略)
- (2) 救急医療対策事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
①～③ (略)
- (3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑤により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場

合には、これを切捨てるものとする。

①～⑤ (略)

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～② (略)

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～③ (略)

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～③ (略)

(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

①～⑥ (略)

⑦再生医療臨床応用実用化推進事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額		2. 対象経費
1か所当たり	1,107,645千円	再生医療臨床応用実用化推進事業に必要な次に掲げる経費 1. 需用費(消耗品費) 2. 備品購入費 3. 備品の設置に要する工事費又は工事請負費

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア. ～イ. (略)

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。

合には、これを切捨てるものとする。

①～⑤ (略)

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～② (略)

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～③ (略)

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

①～③ (略)

(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

①～⑥ (略)

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。
ア. ～イ. (略)

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア.～イ. (略)

(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の交付額は次により算出するものとする。

ア.～イ. (略)

(交付決定の下限)

5. (略)

(交付の条件)

6. (略)

(申請手続)

7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦及び⑧の事業

ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業については、平成25年1月10日までに、臨床研究中核病院整備事業(補正予算分)及び再生医療臨床応用実用化推進事業については、平成25年3月12日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ. ア以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2)～(7) (略)

(8) (1)から(7)まで以外の事業

都道府県知事は、第7号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業については、平成25年1月10日までに、臨床研究中核病院整備事業(補正予算分)及び再生医療臨床応用実用化推進事業については、平成25年3月12日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア.～イ. (略)

(10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の交付額は次により算出するものとする。

ア.～イ. (略)

(交付決定の下限)

5. (略)

(交付の条件)

6. (略)

(申請手続)

7. この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のオ、3の(1)の②のア及びイ、3の(1)の③のア、3の(1)の⑦及び⑧の事業

ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業については、平成25年1月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ. ア以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2)～(7) (略)

(8) (1)から(7)まで以外の事業

都道府県知事は、第7号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、iPS細胞等の臨床研究安全基盤整備支援事業については、平成24年12月14日までに、iPS細胞を利用した創薬研究支援事業については、平成25年1月10日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

8. (略)	(変更申請手続)
9. (略)	(交付決定までの標準的期間)
10. (略)	(補助金の概算払)
11. (略)	(実績報告)
12. (略)	(補助金の返還)
13. (略)	(その他)